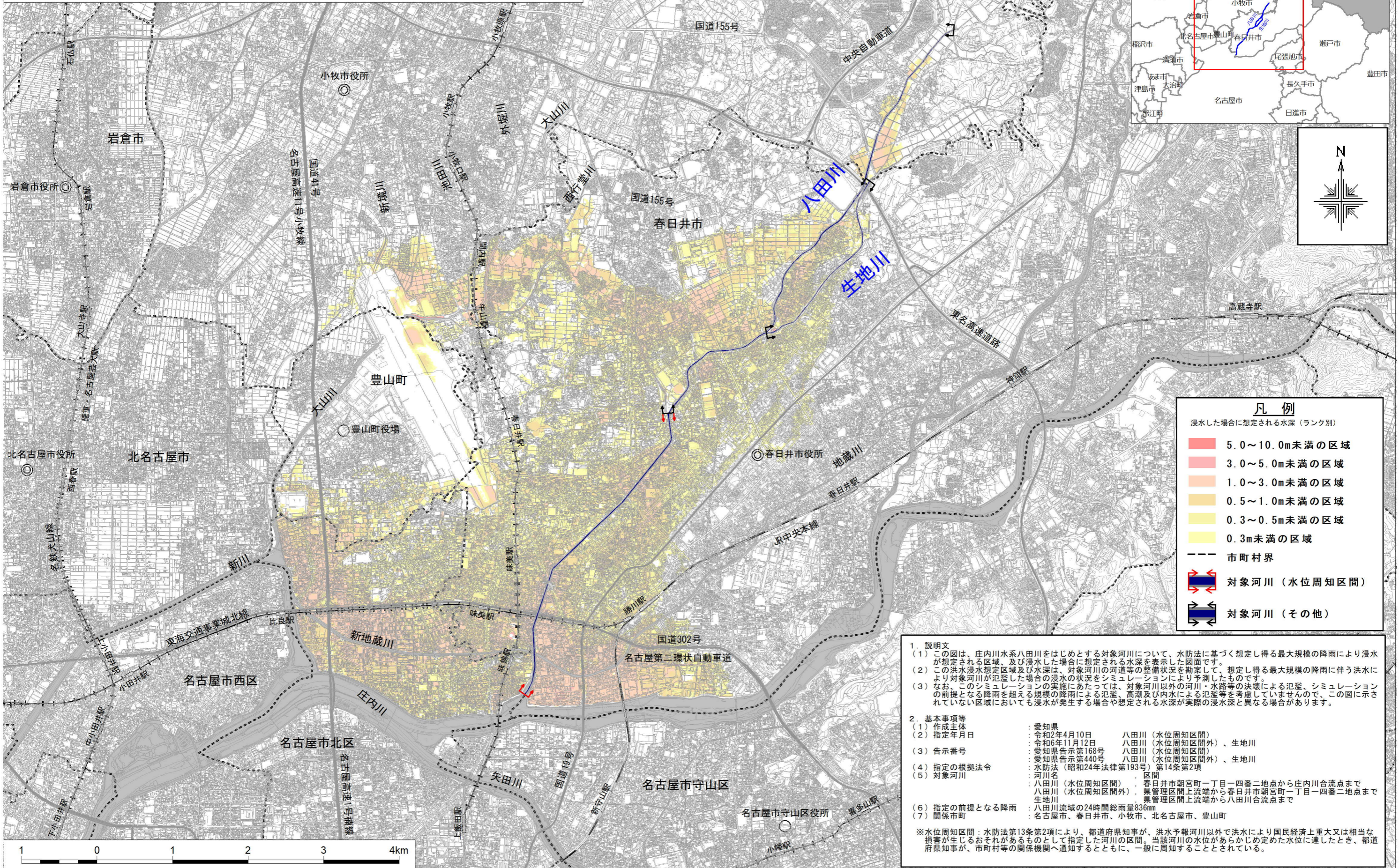
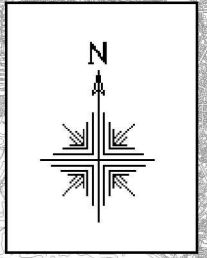
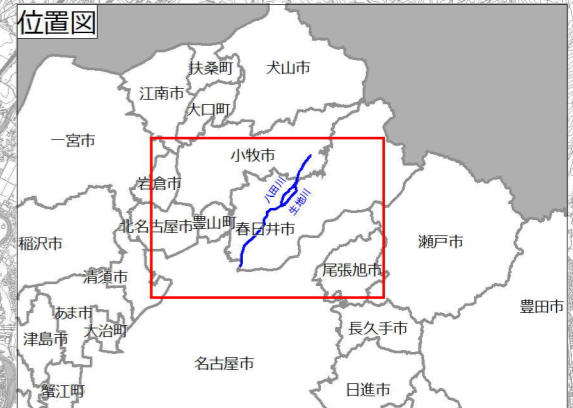


# 庄内川水系 八田川流域 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



**凡例**  
浸水した場合に想定される水深 (ランク別)

<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff0000;"></span>	5.0~10.0m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff6666;"></span>	3.0~5.0m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff9966;"></span>	1.0~3.0m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ffcc66;"></span>	0.5~1.0m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ffff66;"></span>	0.3~0.5m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ffff99;"></span>	0.3m未満の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; border-top:1px dashed black;"></span>	市町村界
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid black; background-color:blue;"></span>	対象河川 (水位周知区間)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid black; background-color:blue;"></span>	対象河川 (その他)

**1. 説明文**  
 (1) この図は、庄内川水系八田川をはじめとする対象河川について、水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨により洪水が想定される区域、及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。  
 (2) この洪水浸水想定区域及び水深は、対象河川の河道等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、対象河川以外の河川・水路等の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この図に示されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

**2. 基本事項等**  
 (1) 作成主体 : 愛知県  
 (2) 指定年月日 : 令和2年4月10日 八田川 (水位周知区間)  
 令和6年11月12日 八田川 (水位周知区間外)、生地川  
 (3) 告示番号 : 愛知県告示第168号 八田川 (水位周知区間)  
 愛知県告示第440号 八田川 (水位周知区間外)、生地川  
 (4) 指定の根拠法令 : 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第2項  
 (5) 対象河川 : 河川名 : 区間  
 八田川 (水位周知区間) : 春日市朝宮町一丁目一四番二地点から庄内川合流点まで  
 八田川 (水位周知区間外) : 県管理区間上流端から春日市朝宮町一丁目一四番二地点まで  
 生地川 : 県管理区間上流端から八田川合流点まで  
 (6) 指定の前提となる降雨 : 八田川流域の24時間総雨量836mm  
 (7) 関係市町 : 名古屋市、春日市、小牧市、北名古屋市、豊山町

※水位周知区間：水防法第13条第2項により、都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川の区間。当該河川の水位があらかじめ定められた水位に達したとき、都道府県知事が、市町村等の関係機関へ通知するとともに、一般に周知することとされている。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号：国地情使、第676号)「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 5JHs 676」